

会場アクセス

群馬産業技術センター
群馬県前橋市亀里町884-1

- 北関東自動車道 前橋南ICより車で約5分
- JR両毛線前橋駅よりバスで16分



県展・地区展等の申込受付先

	展覧会名 主催者等	所在地 電話番号	地域 区分	応募対象【○：受付可】		
				児童生徒の部		一般 の部
				小学生 中学生	高校生	
(1)	前橋市発明考案展 前橋発明協会（前橋商工会議所内）	前橋市日吉町1-8-1 ☎027-234-5100	前橋市	○	○	○
(2)	高崎市児童・生徒発明くふう展 高崎市小・中・特別支援学校発明工夫主任会	児童・生徒が在籍する 各学校 ※1	高崎市	※1○	/	/
(3)	桐生市発明考案展 桐生発明協会（桐生商工会議所内）	桐生市錦町3-1-25 ☎0277-45-1201	桐生市	○	○	○
(4)	館林創意くふう作品展 館林発明協会（館林商工会議所内）	館林市大手町10-1 ☎0276-74-5121	館林市 ※2	○	○	※2○
(5)	渋川広域圏内発明くふう展 渋川発明協会（渋川商工会議所内）	渋川市渋川2371-68 ☎0279-25-1311	渋川市 北群馬郡	○	○	○
(6)	富岡市発明くふう展 富岡発明協会（富岡市経済産業部産業振興課内）	富岡市富岡1460-1 ☎0274-62-1511	富岡市	○	/	/
(7)	太田発明くふう展 太田発明協会（太田商工会議所内）	太田市浜町3-6 ☎0276-45-2121	太田市 ※3	○	○	※3○
(8)	アイデア作品展（藤岡・多野発明創意工夫作品展） 藤岡発明協会（藤岡商工会議所内）	藤岡市藤岡853-1 ☎0274-22-1230	藤岡市 多野郡	○	○	○
(9)	伊勢崎市創意くふう作品展 伊勢崎発明協会（伊勢崎商工会議所内）	伊勢崎市昭和町3919 ☎0270-24-2211	伊勢崎市 佐波郡	○	○	○
(10)	沼田市発明くふう展 沼田市経済部産業振興課商工振興係	沼田市下之町888番地 ☎0278-23-2111	沼田市	○	/	○
(11)	（地区展なし） 安中市教育委員会 学校教育課	安中市松井田町新堀245 ☎027-382-1111	安中市	○	/	/
(12)	群馬県創意くふう作品展 一般社団法人群馬県発明協会（群馬産業技術センター内）	前橋市亀里町884-1 ☎027-287-4500	上記以外の 県内全域	(1)~(11)に該当しない方は (12)へお問い合わせください		

※1…群馬県立中央中等教育学校の生徒については、(12)へお問い合わせください

※2…館林発明協会の一般の部については、館林市近隣も受付可

※3…太田発明協会の一般の部については、太田市周辺市町も受付可

応募や作品展に関する問い合わせは、一般社団法人 群馬県発明協会へ
〒379-2147 前橋市亀里町884-1（群馬産業技術センター内） 電話027-287-4500

第92回

群馬県創意くふう作品展

募集要領

会 期 令和3年10月28日（木）、30日（土）、31日（日）
9：30～16：00

会 場 群馬産業技術センター 多目的ホール
群馬県前橋市亀里町884-1

主 催 一般社団法人 群馬県発明協会
共 催 群馬県
後 援 群馬県教育委員会、文部科学省、特許庁*
関東経済産業局、公益社団法人発明協会*、日本弁理士会*
日本放送協会前橋放送局、上毛新聞社、群馬テレビ
毎日新聞前橋支局、日刊工業新聞社
群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会
群馬県市町村教育委員会連絡協議会

*は申請中

第92回 群馬県創意くふう作品展

県民のみなさんや子どもたちに、創意くふうをすることの楽しさを知り、発明をより身近に感じていただき、科学技術の振興に役立てることを目的として、毎年開催しています。

作品の応募方法

児童生徒の部

応募資格 県内の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の児童・生徒が作った作品で、別記「県展・地区展等の申込受付先」の(1)～(11)の「地区展」に出品して、各地区展の主催者の推薦を受けたもの (1)～(11)に該当しない方は、(12)一般社団法人 群馬県発明協会にお問い合わせください。

作品要件 児童・生徒が発明くふうし、自作したものに限ります。(共同の場合は3名まで) ただし、単なる工作品、模倣品、手芸品および図面だけの作品は除きます。作品は、縦・横・高さとも1メートル以内、重さ20kg以内。また、展示等に耐えられない壊れやすい構造や材料でできたものでないこと。著作権の存続している著作物(イラスト、キャラクター等)を一部でも使用した作品、明らかに類似した作品でないこと。作品名に「会社名・商品名等」を使用した作品でないこと

応募方法 所定の申込書に必要事項を記入の上、別記「県展・地区展等の申込受付先」へ提出してください。

応募期限 別記「県展・地区展等の申込受付先」(1)～(11)の方は、受付場所の応募期限となります。
(12)の方は 令和3年9月30日(木)

作品の搬入出 別記「県展・地区展等の申込受付先」(1)～(11)の推薦を受けた作品は、原則として各地域の地区展担当者が行います。詳細は各地区展主催者へお問い合わせください。
(12)の方は、会場へ直接搬入出を行ってください。
搬入期間：令和3年10月25日(月)午後1時～午後4時まで
搬出期間：令和3年11月1日(月)午前9時～正午まで

一般の部

応募資格 県内に住所を有する個人または法人の作品で、別記「県展・地区展等の申込受付先」の(1)～(11)の「地区展」に出品して、各地区展の主催者の推薦を受けたもの (1)～(11)に該当しない方は、(12)一般社団法人 群馬県発明協会にお問い合わせください。

作品要件 作品は、縦・横・高さとも2メートル以内、重量50kg以内 また、次のいずれかに該当する作品であること
a.特許、実用新案、意匠登録済みのもの、または出願中のもの
b.新製品、試作品または教育上効果のある創作品
ただし、図面だけのものや危険物または公序良俗に反するものは除きます。

応募方法 所定の申込書と作品補助説明書に必要事項を記入の上、特許登録済みのものは公報を、出願中のものは出願書類のうち書誌的事項及び要約書の写しを添付して、別記「県展・地区展等の申込受付先」へ提出してください。

応募期限 別記「県展・地区展等の申込受付先」(1)～(11)の方は、受付場所の応募期限となります。
(12)の方は 令和3年9月30日(木)

作品の搬入出 応募作品は、原則として出品者が会場へ直接搬入出を行ってください。
搬入期間：令和3年10月25日(月)午後1時～午後4時まで
搬出期間：令和3年11月1日(月)午前9時～正午まで

児童生徒の部・一般の部共通事項

特許等の出願 特許等の出願を予定している方は、申し込まれる前に出願手続きをしてください。なお、特許法第30条等に基づき、本展開催の初日より1年以内の出願は可能ですが、出品後1年以内であっても先に他人が同内容の発明等を出願した場合、権利取得できなくなる恐れがあるため、早めに出願しておくことをお勧めします。

審査 県で委嘱した審査員が作品の審査を行い、入賞作品を決定します。

表彰

- ① **創意くふう作品展の部**
審査の結果により下記の賞を授与します。(※は申請中)

児童生徒の部

特別賞	群馬県知事賞	1点
	関東経済産業局長奨励賞	1点
	群馬県議会議長賞	1点
	群馬県教育長賞	1点
	発明協会会長奨励賞*	1点
	日本弁理士会会長奨励賞*	1点
	群馬県発明協会会長賞	1点
	群馬県商工会議所連合会長賞	1点
	日本放送協会前橋放送局長賞	1点
	毎日新聞前橋支局長賞	1点
	上毛新聞社賞	1点
群馬テレビ賞	1点	
群馬産業人クラブ賞	1点	
入選	10点	
佳作	25点	

一般の部

特別賞	文部科学大臣賞	1点
	特許庁長官奨励賞*	1点
	群馬県知事賞	1点
	発明協会会長奨励賞*	1点
	日本弁理士会会長奨励賞*	1点
	群馬県発明協会会長賞	1点
	群馬県商工会議所連合会長賞	1点
日刊工業新聞社賞	1点	
振興賞	若干数	

※本展の児童生徒の部における優秀作品(入選以上の作品)は、「全日本学生児童発明くふう展」に推薦します。

- ② **学校表彰の部**
創意くふう育成に尽力し、かつ本展に協力顕著な学校を選考のうえ、知事表彰をします。
- ③ **教職員表彰の部**
創意くふう育成に尽力し、かつ本展に協力顕著な教職員を選考のうえ、知事表彰をします。
- ④ **多数回優秀賞**
県展で3回以上特別賞を受賞し、かつ全日本学生児童発明くふう展で1回以上特別賞を受賞した者を表彰します。

表彰式 令和3年12月中旬予定

費用 無料

その他 ○作品については、返却するまでの間、主催者において最善の注意をもって取扱い並びに管理を行います。しかし、展覧会においては、一般来場者の観覧に際して破損・故障等が発生する場合があります。あらかじめご了承ください。また、万一、火災・盗難その他不可抗力により紛失または破損した場合の責任は負いません。
○本展の申込書に記載していただいた個人情報、本目的以外には使用いたしません。
○受賞した作品については、作品名、学校名、学年、氏名、写真等について、ホームページ等で公表しますのでご了承ください。